

広島県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

邑南高宮線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
安芸高田市高宮町川根字大穴一七六七番二地 先から 安芸高田市高宮町川根字大穴一七七六番一地 先まで			三・五〇 五・八〇	一三八・五〇	
			四・五〇 四一・一〇	一三八・五〇	拡幅